

松本会計通信

2008年12月15日(月)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584
Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

起算点と満了点

期間とはなんでしょう

期間というのは、「ある時点からある時点までの継続した時の区分」といわれています。この期間は、さまざまな場面に登場します。例えば、人を雇った時の期間、あるいは、物を貸すときの期間などがあります。特に、税務における権利義務の発生・消滅に関する期間の計算は、とても重要です。

この期間の計算、すなわち、はじめの「ある時点」(起算点)はいつで、終わりの「ある時点」(満了点)はいつなのか、ですが、その原則的な取扱は民法に定められています。では、その取扱を見ていきましょう。

(1) 時・分・秒を単位とする計算の場合

この場合は、即時より起算点になります。例えば、今から(午前10時20分30秒としましょう)から2時間といえ、起算点は午前10時20分30秒、満了点は午後12時20分30秒となります。

(2) 日・週・月・年を単位とする計算

この場合は、初日が完全に24時間あるとき(例えば、「明日5月1日より3ヶ月間」というように初日である5月1日が完全な1日であるとき、つまり午前零時より始まるとき)以外は初日を数えません。例えば、平成20年5月5日午前9時現在に「今から3日間」といえ、5月5日は完全に24時間ありませんので、翌日5月6日(起算日

といえます)の午前零時から計算し、5月8日(末日といえます)の午後12時(夜の12時)までの3日間をいうこととなります。

(3) 月・年を単位とする計算の場合

この場合は、日数に換算しないで暦に従って計算します。そして、月または年の最初から期間を起算しない場合には、起算日にあたる日の前日を末日とします。

例えば、平成20年5月5日午前9時に「今から3ヶ月間」といえ、平成20年5月6日が起算日、暦で5月6日の応答する3ヶ月後の日は8月6日、その前日は8月5日ですから平成20年8月5日が末日となり、その午後12時(夜の12時)が満了点になります。これが1年でも計算は同じです。

なお、末日が祝日・日曜等の休日にあたる時は、その次の日を末日としています。また、最終の月に応答する日がないときは、その月の末日としています。

(4) 税務における期間の計算

税務における期間の計算に関する定めは、国税通則法に定められていますが、その取扱は、民法の定めとほとんど同じです。



期間の計算、間違えると大変なことになるが、迷ってしまう!